**平成２６年（フ）第１２７号**
群馬県太田市浜町40番15―103号、前住所群馬県太田市大原町65番地33
債務者　中村　典久
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第２０１号**
香川県高松市木太町2391番地２　詰田川ハイツＤ－８
債務者　西村　博信
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　創一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２３３号**
沖縄県那覇市若狭２丁目９番11号　上地アパート103
債務者　砂川　禮子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　理人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第２００号**
奈良県橿原市木原町78番地の９、前住所奈良県大和郡山市城町1798番地１
債務者　梁川　和昌
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第２０１号**
奈良県橿原市木原町78番地の９
債務者　梁川　千裕
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第２１２号**
奈良県大和高田市大字池田489番地21
債務者　岩屋　敦志
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第３６６１号**
大阪府門真市浜町３番14号　浜町ハイツ102号
債務者　﨑元スヱ子（旧姓溝尻）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３８１０号**
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目１番21―601号
債務者　髙野　信之
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３８５８号**
大阪府高槻市桜ケ丘北町24番10号
債務者　白石　征敬
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９５９号**
大阪市北区国分寺２丁目３番34号
債務者　藤田　憲一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１９５号**
大阪市東淀川区豊里５丁目18番８―212号、前住所大阪市東淀川区豊里７丁目14番25―101号
債務者　安田　　優（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４２９０号**
大阪市西淀川区佃２丁目３番31号、前住所大阪市西淀川区佃３丁目７番29号
債務者　金子　尚子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４２９２号**
大阪市浪速区日本橋５丁目15番２―1401号
債務者　石山　隆子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４３０５号**
大阪市福島区鷺洲２丁目５番17―501号
債務者　謝　　泰和（旧姓田中宏ことＴＡ　ＣＨＡＮ　ＶＩＮＨ）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４３５２号**
大阪府東大阪市菱屋西３丁目１番18号　菱屋西ハウス301
債務者　山本祐基子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第９２号**
岐阜県養老郡養老町釜段728番地
債務者　中嶋　浩二
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第９７号**
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪1103番地　三輪荘１号室
債務者　立川　伸泰
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係